

第7回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 27 年 9 月 17 日(木) 13:00～16:00	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、徳田委員、山本委員、山下委員 欠席:外菌委員、上楯委員、中野委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

□会次第

会次第	主管課・室
1 補助金評価	
(1) 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金	観光・シティセールス課
(2) 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金	市民スポーツ課
(3) 公共下水道等接続補助金	下水道課
(4) 景観整備事業補助金	都市計画課
(5) かごしまの特用林産物総合対策事業補助金	林務水産課
(6) 森のめぐみの産地づくり事業補助金	林務水産課
(7) 甌島水産加工活性化事業補助金	林務水産課
2 まとめ	
3 その他	

□議事

1 補助金評価

(1) 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 3点質問がある。1つ目は、3ページの支払手数料とはどのような項目なのか。2つ目は、本補助金の終了後、観光関係のイベントは継続されるのか。3つ目は、3年間を総括した評価をお聞きしたい。

●主管課 1つ目の支払い手数料は、百貨店催事等で地元事業者が出店した際に、本協会を通して売り上げを支払うことで発生する支払手数料である。信用問題や百貨店が出店業者に1社1社決裁をしなければならなかったりするため、協会通しにさせ

ていただいている百貨店がある。2つ目は、今後、補助が終了したら、観光イベントはどうかということだが、基本的にはこのまま進めたいと思っている。逆に協賛等も取りやすくなるのではと考えている。また、市(大株主)として今後、協会が得た純益は3つにわけたいと考えている。1つ目は、公益的な事業にまわす。2つ目は内部留保。3つ目は職員の給料。協会の職員が誇りを持って、ずっと勤められる会社になりたいと考えている。成果指標を今後は、取引事業者の従業員数にしようということで、積極的に公益的なイベントの支援を行い、地域とともに成長する会社になりたいと考えている。3つ目の3年間を総括した

評価に通じるが、性質が依存しがちな公益的な事業を持っている部分について、営利事業と公益事業を上手く絡め、リスクを持ちつつ、社員も誇りを持ち、地元事業者の信頼を得ながら事業を行っていきたいと考えている。そういう意味では、モデル事業ということで注目を浴び、金融機関の支援もいただけるということで、安定するには時間がかかると思うが、この3年間で土台ができたことを総括した評価としたい。

○委員 冒頭の説明の中での薩摩川内市観光物産協会は、薩摩川内市民まちづくり公社と合併するのか。

●主管課 薩摩川内市観光物産協会とは別の第3セクターがあり、まちづくり薩摩川内という会社がある。

○委員 薩摩川内市民まちづくり公社と同じ会社か。

●主管課 それとは別である。まちづくり薩摩川内は、中心市街地の活性化を目的とした会社であり、この会社を吸収、合併しようとしている。

○委員 それによって、新たな補助金があるのか。

●主管課 補助金はない。薩摩川内市観光物産協会の名前に全部吸収する。

○委員 本補助事業は、事業開始3年で終了としているが、要領にも記載されていない。どの文書に記載してあるのか。また、3年とした理由は何か。

●主管課 本要領の中に3年というのは謳っていない。3年とした理由は、内部の方針として、当初からまちづくり薩摩川内との合併を考えていたため、その準備期間を含めて3年と設定をしていた。

○委員 このようなケースがよくあるのか。

●主管課 あまりないのかもしれない。

○委員 自己資金が平成25年度が約1億4千万円、平成26年度が約1億8千万円と増加しているが、今年度の自己資金も増えているのか。

●主管課 増やそうとしている。物産の販売をして、売り上げが上がるようにという形でしている。

○委員 本資料に、本年度の自己資金を書くことは難しいということですか。

●主管課 計画及び7月までの自己資金は出せる。

○委員 人件費は、平成26年度は前年度に比べ約1千万円増加しているが、これは本要領附則の2に基づくものか。

●主管課 基づいてではない。例えば、東京に事務所を構えて、営業マンを雇う部分で、人件費の額が膨らんでいる。

○委員 本年度の補助金交付申請は6月30日に行われていると思うが、補助金の申請金額はいくらか。また、交付日はいつになるのか。本年度の予算額を2千8百万円とした理由は何か。

●主管課 本年度の交付額は2千8百万円であり、交付決定日は6月8日である。

○委員 6月8日か。我々は補助金のあり方について議論しているが、既に補助金の交付額が決定しているのでは、議論しようもしようがないのではないか。本年度の予算額2千8百万円に対し、過去2年間の実績等を基に、検証して交付金額を決めるものだと思っていたが、既に結論ありきでは、本議題は、本委員会の議事にそぐわないのではないか。

○会長 本質問に対しては、行政改革推進課長に答えていただく。

○課長 本委員会のスタンスは、本年度の額のみを審議するものでなく、今後の方向性を含めて審議していただきたいとしている。当課としては、行財政改革ということで、補助金の今後の方向性は、ほとんどを縮小したいと考えている。しかし、逆の意見で、本委員会では、市のためにこの補助金は拡大すべきだということで、これまでも拡大や見直しと評価されている補助金もある。本補助金も3年という計画は持つ

てはいるが、ひょっとしたら、本委員会で新たな意見、方針が出るかもしれない。本年度の補助金額が決定しているから議論しなくてもいいというわけではない。補助金基本条例の中で3年に1回見直しを行わなければならない、今後の方針についても、本委員会の中で議論していただくので、ご理解いただきたい。

○委員 そういう趣旨なのか。行政改革推進課長の説明はわかった。私の質問は以上である。

○会長 他に質問はあるか。

○副会長 事業収入の主な内容を教えてほしい。

●主管課 大きく言うと、物産事業が一番多い。金額で説明する。平成26年度は、旅行事業で約8千万円、物産事業が約9千万円、その他5～6百万円は端数であり、甑島での事業である。

○副会長 収入で考えた時に、どのようところに力をいれて、より利益が上がるようにしているのか。

●主管課 端的に言うと、物産事業であり、観光事業は、この金額が限界に近い。

○副会長 物産事業に力を入れているということか。

●主管課 地元の事業者の商品を増やさないといけない。地域内の販売だけでなく、外でも通用するような商品を改善、開発していき、観光物産協会が作るルートを着実に広げていきたいと考えている。現在、東京での販売や米、きびなごの刺身を海外に輸出し始めている。

○会長 今日の新聞に南国殖産がフェスティバルを買収されたとの記事が出ていて、非常に多角的な経営をされている様子がかがえた。同じ観光物産協会とされても、コンビニ等に商品を出すルートや日常的な購入に繋がるような展開も考えているのか。

●主管課 コンビニからの働きかけは非常

にあるが、事業者の生産力を高めたいと考えている。産業支援センター構想というのがあり、市からの補助金やそれを促す部分、金融機関からの融資等に関して、気軽に相談できる事業者向けのサービスを提供できる体制を整えたいとしている。例えば、昔からあったつけ揚げ屋さんが辞める時に、市内のメーカーの方に引き継いで、販路拡大を一緒にさせていただく。地元のいいもの、いい人材を継続できるような媒体に本協会がなっていければということを考えている。

○会長 ありがとうございます。今後、公共施設維持管理の問題が出てくる。また、閉校になる学校も出てくると思うので、その建物を利用することで、地域に雇用を生み、なおかつ、生産に繋がるようなマッチングを検討されたい。このように、新しい物販に関する会社とマッチングさせるような仕組みを検討されたい。他に質問はあるか。

○委員 観光を所掌されているのか。

●主管課 観光とシティセールスとしている。

○委員 本業界の観光による事業収入は、これ以上臨めない旨の説明を先ほどされたが、総合戦略検討委員会も今後の5年先、10年先については、観光に力を入れたいとしている。そうすると、薩摩川内市の観光については、既存の観光地だけだと限界だと思う。これから、外国客の誘致を考え、魅力ある観光地を創設していただきたい。

●主管課 言葉が足りなかったが、私が限界だというのはここ1・2年の話であり、平成28年度から補助金を0にするにあたり、2千8百万円をどうやって稼ぐかという部分で、今後5～10年で観光客を今の倍に、物産は、10倍、20倍にしたいと考えている。手っ取り早くと言えば語弊があるかもしれないが、物産事業の方が伸び代がある。このことから、観光よりも物産

だという言い方をした。現在、薩摩川内市の宿泊者は、ほとんどビジネスだが、年間30万人宿泊している。指宿市は60万人であり、本市も指宿市に近づくために、5年かけて甑島に力を入れてきたが、今からさらに5年かけて、今以上になるように観光にも当然力を入れていきたいとしている。宿泊先として魅力があるだけではなく、物産も一緒に購入して頂かないと、地域にお金は入ってこずに旅行会社だけが儲かるので、そういうことがないように、委員がおっしゃるような意味合いで、頑張りたいと思う。

- 委員 雇用の促進の面からも、今後の観光については、既存のものに頼るのではなく、新しいものを創設していく必要があると思う。皆さんも外国を見て回られたらいいと思う。必ずできると思っているの、よろしく願う。

1 補助金評価

(2) 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 委員 2つある。1つ目は、本資料の6・7ページの負担金は、どのような意味で予算計上したのか。2つ目は、本補助金は、市バレーボール協会を通じて、公益財団法人日本バレーボール協会に補助金が支払われている。市バレーボール協会を通さずに、直接公益財団法人日本バレーボール協会にお願いしてはいけないのか。
- 主管課 1つ目について、全日本バレーボールチームを招へいするにあたり、相手側との交渉で上京する際の調整事務に必要な経費を考慮し、当初の計画で、市の補助金100万円と自己負担金36万円を合わせて136万とした。結果的には、市の100万円の補助金だけで賄ったということである。2つ目について、お金の流れ方は、ご指摘のとおりだと思っているので、研究は今後もしていきたいと思っている。ただ、日本を代表するチームの招へいなの

で、公益財団法人日本バレーボール協会と1対1でやり取りするには、非常に難しい点がある。具体的には、申請書類一切を公益財団法人日本バレーボール協会から出していただく必要がある。それよりは、市バレーボール協会を通し、できるだけ手をかけない、わずらわせない方法で、薩摩川内市に来ていただきたいと考えているのが実態である。

- 委員 もう少し膨らみのある補助金なのかと思ったら、実質旅費だけですよね。このような合宿団体が来た際、チームに市の特産品を渡したり、歓迎会をしたりするのではないと思うが、この経費はそれぞれの関係部署で計上しているのか。

- 主管課 他の部署で経費を計上することはなく、合宿誘致に関わる部分は全て市民スポーツ課である。また、全日本のチームであれば、歓迎式ということで、議会、観光物産協会、体育協会から商品の提供をいただき、それぞれの団体から相手チームに特産品を渡すセレモニーを行っている。全日本に関わらず、市では、本市においていただく合宿団体に対し、基準を設けているので、その基準に則り、その範囲内で品物を提供している状況である。

- 委員 他の様々な団体が本市で合宿する際の担当部署は市民スポーツ課なのか。

- 主管課 当課が窓口となっている様々な団体と接触するにあたり、ご紹介を得たりすることはある。例えば陸上等であれば、青山学院大学とか、早稲田大学はすでに本市においていただいている。これは、陸上関係者の方々のお力添えでご紹介いただいているので、市だけというわけではない。

- 委員 先ほど来られた古川課長のところが観光・スポーツ対策監とおっしゃっているが、どういう関係なのか。

- 主管課 商工観光部の中に4つの課がある。その中に商工観光部長が配置されているが、部長級で観光・スポーツ対策監とい

う職がある。この対策監も部長だが、先ほどの観光・シティセールス課と我々の市民スポーツ課の両方の面倒を見るという職である。

○委員 本補助金は平成24年度に「継続」という評価がされているようだが、本資料の交付要領は平成27年4月1日から施行されており、意味が理解できない。本要領と前回評価の関係はどのようなものか。

●主管課 平成27年4月1日で組織編成があり、教育委員会の市民スポーツ課から市長部局の商工観光部の市民スポーツ課となった。その関係で以前の教育委員会の要領については廃止として、新しく平成27年4月1日付で商工観光部において新たに要領を定めたものである。

○委員 本補助金制度はいつから開始されているのか。

●主管課 平成21年度である。

○委員 その時の補助金額はいくらか。2百万円か。

●主管課 2百万円というのは、1チーム百万円であり、平成21年度からスタートして、男子、女子両方来た年、若しくは一方だけ来た年があり、一方だけ来た年は百万円となる。

○委員 本補助金は、平成32年度、あるいは東京オリンピックまでの期限付きの補助金なのか。また、本補助金はずっと続けるのか。

●主管課 これからも続けるのかという部分について、今のところはっきりとしたことは言えない。平成32年、オリンピック開催年と同年にかごしま国体も開催される。オリンピックに向けて、オリンピックチームを事前合宿に呼び込みたいと考えており、すでに勉強を始めている。世界のチームを呼び込むのは伝手も頼らないと非常に難しいと言われているので、まずはバレーボールチームを最有力にしたいと

考えている。このためには、公益財団法人日本バレーボール協会と友好関係を保ちつつ、我々の意向も組んでもらえないかなあということで、続けたいと思っている。

○委員 市のバレーボール協会から負担金として36万円出ているが、市のバレーボール協会の、市から補助金と自己資金の割合はどのくらいか。

●主管課 市から市バレーボール協会への補助金は、一切ない。先ほども申し上げたように、結果的に負担金は掛かっていないが、例えば人数が極端に倍に増えた場合、負担金が生じると思っている。ただ、仮に招へいに2百万円かかったから、百万円は市バレーボール協会が負担してくださいというのは、資金がないので難しいと思う。

○委員 これは提案になるが、本補助金は毎年200万円支出されている。バレーボールチームが本市に利益を与えている各種営利企業もあると思うので、市が全額補助するのではなく、これらの営利企業の純益から協賛金として拠出してもらう制度を構築してもいいのではないか。

●主管課 ご指摘の意見はごもっともだと思う。ただ、現在、全日本バレーボールチームは、市のスポーツ交流研修センターに泊まって合宿をさせていただいており、民間の企業に宿泊しているわけではない。他の合宿するチームは民間の企業に宿泊して合宿していただいているのがほとんどである。オフの日に町に出てきて、市の経済効果に貢献することもあると思う。このような部分で、民間の宿泊、交通、飲食等の協賛の仕組みを検討していくという観点は確かに必要だと思う。今後、勉強していきたい。

○委員 機会があったら少しでも検討されたい。

○会長 国体も間近に迫っているので、ぜひこの活躍がそのまま国体に繋がるようにされたい。薩摩川内市から輩出されるジュ

ニアが、一番育成価値があると思うのでぜひ、国体でジュニアの活躍に繋がるような取組をされたら、少しは貢献するのかなと思う。成人の部では難しいので、ジュニアに期待したい。そういう意味では、ジュニアと全日本チームとの交流をたくさん持っていただきたい。

1 補助金評価

(3) 公共下水道等接続補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 1点目は、1ページに下水道事業の経営安定に資すると書いてあり、平成26年度は64.2%の下水道の接続率だが、接続率が100%になった場合、下水道特別会計の収支はどうなるのか。初期投資が相当大きいので、我々としては水質の浄化という面で接続を早めていただきたい。2つ目は、対象戸数はいくらあるのか。また、本補助金額は一律10万円だが、この方々は当初合併処理浄化槽の設置に係る補助金の交付を受けていないのか。また、どのような事情で接続をされていないのか。

●主管課 公共下水道の整備事業費には多額の費用が掛かっており、平成25年度の決算でいくと、使用料が約2億円となっている。その中で、工事に関わった起債、いわゆる借金返しをしており、年間約5・6億円に近い借金を返済しているので、到底使用料のみでは、賄ってはいけない。しかし、公共用水域の水質保全や生活環境の改善は必要であり、これを重点的にしていく上で、下水道は大事なものであり、なくてはならない施設だと思っている。100%接続された時に、赤字経営にならないようにするには、ある程度下水道料金の見直しを検討せざるを得ないかもしれないが、今のところは、料金の値上げというのは考えていない。また、対象戸数は4,227戸である。接続されていない理由は、工事費の発生や既存の合併浄化槽が使える状態なので、わざわざ下水道に接続するまでもないとの意見等がある。私どもとしてはせ

かく整備をしたので、できるだけ公共下水道に接続していただきたい。強制ではないが、このような言い方で、お願いしているところである。

○委員 2ページに平成28年度から新たな補助制度を実施したいと書かれているが、これはどのような考えなのか。

●主管課 現在は、合併浄化槽を設置する時に補助金の交付を受けなかった方のみに、補助金を交付することとしている。しかし、公共用水の水質保全が目的であるため、単独浄化槽とし尿処理の汲み取りの所の方々が、公共下水道に接続されなければ、水質はきれいにならない。合併浄化槽だけでなく、単独浄化槽とし尿処理の汲み取りの所も補助制度を活用して、接続していただけないだろうかというところを検討したいということで、資料に記載している。

○委員 市民に負担をかけるが、個々の浄化槽設置の経費負担については、自己負担という形を将来取ってもよいのではないか。私の知人は、本補助制度を知らずに、自己負担で工事を行い、人から本補助制度を聞き「それなら自分も補助金を貰おう」となった。このような補助制度があれば、自立できている人もこれを利用するのではないか。補助金額を減額し、市の財政状況が厳しいということを市民に説明すれば、市民は納得してくれるはずである。今後、市の財政状況を照らし合わせながら、補助金額の見直しも必要になってくると考える。

●主管課 平成26年度の浄化槽の普及率は、全国で88.9%という数値が出ている。鹿児島県は75.2%である。本市は68.1%であり、まだまだ鹿児島県は下水処理に力を入れていかなければならないと考えている。ある程度、国や県レベルに近づいてきたら、状況に応じて、合併浄化槽の補助金額を調整していきたいと考えている。今のところは、まだ普及させていきたいという気持ちがある。

○委員 薩摩川内市で下水道設備が100%整うには何年くらいかかるのか。

●主管課 本市はまだ68.1%の状況であり、短期間に急速に伸びる数値でもないので、薩摩川内市全体として100%になるにはもうしばらくかかると考えられる。

○会長 新設道路ができれば、一緒に下水道を埋めていきましようというようなタイプアップもできるかもしれないが、既存道路に新しくとなると費用が発生してしまう。下水道は利用費用が発生するので、個人の方々は、利用料金を支払う。本補助金の投資に見合った利用料金というのが、いずれ返ってくるというような形の補助金だと思う。

○副会長 下水道と合併浄化槽があるが、下水道を接続するには、当初でお金がかかると聞いている。地方部まで、下水道を行き渡せるようにするには、ものすごく費用がかかる。本来の目的が、水質をよくすることであれば、合併浄化槽やコストの掛からないものの両方で接続を考えていく方が無難だと思う。柔軟にいろんなことを組み合わせながら、町の中心部で下水道をひいた方については、このような補助金を使って接続する、地方部の方は合併浄化槽を設置する時はこうするというような両者のいいところを兼ね備えて、本来の目的の水質をよくする方向に変えていく方が良いと思う。一概に接続率の64.2%の数字だけを見るのではなく、このような面から検討されても良いのではないか。

●主管課 今の数字の64.2%は、町の中心部は道路の下に管を入れて接続してもらおうという形だが、地方部に行くと、各個人で庭に合併浄化槽を設置し、処理している。公共下水道の場合は、人口が密集している地区を想定しており、平佐の一部や川を挟んだ大小路側、人口の多い地域で整備した方が望ましいと位置付けている。他の周辺部については、合併浄化槽の推進とい

うことで、先ほども申し上げたように補助金を出して、そういう形で分けている。

○会長 この周辺で、新築される場所は、下水道に直接接続されるので、合併浄化槽等を取り付ける必要はない。下水道の設備が進んでいる地域の方々にとっては、合併浄化槽を設置するより、下水道に接続したほうが、費用が掛からない。ただ、下水道利用料金が発生するので、そこは20~30年というスパンで考えていただくということである。

○委員 下水道の平均的な利用料金というのはいくらか。

●主管課 一般家庭の平均で、1月あたり、20m³で換算すると、3,080円の使用料になる。合併浄化槽も維持管理費が年間3~4万円かかるので、そう考えたら公共下水道と接続したのとあまり差はない。

○会長 合併浄化槽を設置する場所が必要であることと、当初購入する時の補助金以外の自己負担分というのが掛かる。

○委員 下水道地域については、合併処理浄化槽設置は規制しているのか。それは何かで決められているのか。

●主管課 下水道法の中で、新しく家を建設される時は、合併浄化槽は設置できないので公共下水道と接続してくださいということを謳ってある。

○委員 大小路の川の計画はどうなったのか。

●主管課 それについては、向田地域を整備しなければならないので、大小路となると、大きな川内川を横断して、宮里の処理場まで持っていかなければならなく、多額の工事費が掛かるので、現在は、平佐の隣接した地域を当面整備していくという形で、進めている。

○委員 本補助金は、約30万円補助が出たはずだが、何で10万円になったのか。国、県からも補助が出ているのであれば、1ページの予算額の国県支出金の欄に記

載した方がよいのではないか。

- 主管課** 33万2千円の補助金は、本補助金とは別である。本補助金は、公共下水道の区域が完成している地域の方々が、昔、合併浄化槽を設置し、その時に補助金を貰わずに設置された方が、まだ合併浄化槽は使えるから、公共下水道に接続しなくてもいいんじゃないかということがあるので、そういう方々を少しでも公共下水道に接続していただくために、10万円の補助を出しますので、今ある合併浄化槽を撤去していただいて、公共下水道に接続していただきたいという趣旨の補助金である。

1 補助金評価

(4) 景観整備事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 委員** 国立・国定公園の整備及び維持管理に係る経費は国が全額負担するのか。
- 主管課** 県が負担する。
- 委員** 景観地区として、市も指定しているのか。
- 主管課** 準景観地区として、市も指定している。
- 委員** 市もそのように指定しているのであれば、整備及び維持管理に係る経費は市も負担すべきではないか。このあたりの考え方を教えていただきたい。
- 主管課** 甌島の長目の浜を市として準景観地区に指定しているが、本補助金については、地区コミュニティ協議会で何かしら事業を行う時に支出するものである。今おっしゃられたような市全体として、維持管理経費を負担すべきというご意見は本補助金とは別な考え方では、あってもいいのかなと思う。
- 委員** 補助金ではなくして、基本的には市が認定しているので、これの整備に係る費用は市が責任を持って負担すべきではないか。
- 主管課** 景観重要資産や準景観地区に指定する際の考え方として、地区コミュニティ協議会がその景観資源を活用して、地域

の活性化を図るという面から、市が指定している。このような意味合いから、地区コミュニティ協議会が何かしら事業を行う際に補助を出すところである。

- 会長** 私が景観条例策定の委員だったことがあるので、説明したいと思う。条例策定のきっかけとして、大規模な開発等があった場合に、昔から故郷として愛されている風景を住民主体で考え、守ろうじゃないかということで、景観条例を作った。地域のシンボルになっている景観資源で地区コミュニティ協議会からの提案により市が指定したもので、例えば、長目の浜を撤去するような開発が入ろうとした時は、自治体側が阻止する。大きな部分は自治体が行い、日頃の掃除や草刈り等は、地元の住民で行う。その際に発生する維持管理経費は市が補助するといった拠出の仕方の補助金である。
- 委員** 本補助事業は、地区コミュニティ協議会を介さず、都市計画課が景観資源の所在する自治会からの要請要望に基づき直接市内業者を手配して事業を行うなど、市の直轄事業としてできないのか。
- 主管課** 今、会長さんがおっしゃったように、地区コミュニティ協議会が提案した景観資源を市が指定するという建前になっている。個人からの依頼で、市の直轄事業にする方法もあるが、景観資源が個人や会社の所有物だったり、財産権等の問題もあるので、市が指定してもいいのかという問題が出てくる。本補助事業は、地区コミュニティ協議会が、経営資源の所有者である個人の了解を得て、ある程度計画を立てた上で、本補助金を活用し、地域の皆様に整備して頂くという旨の補助事業になっているので、現在、市の直轄事業というのは考えていない。
- 委員** 整備及び維持管理経費が10万円を超える場合はどうするのか。
- 主管課** 例えば、南瀬のイチョウの木の整

備は、3年に分けて整備している。交付要領に各年度において1回のみ交付し、補助金額は10万円を上限とするとなっている。よって、30万円掛かる事業は、3年に分けていただいて、他団体の申請も受け付けられるように交付要領に定めてある。

○委員 これは意見である。本補助金の補助対象者である全ての地区コミュニティ協議会に対し、要望等の聴取を等しく行われた上で、優先度をつけ、等しく補助金の交付をされたい。

○会長 30万円という枠があるので、優先度を付けるのも厳しいと思う。これについては、後ほどまとめの中で、予算額の30万円を大幅に増額してほしいとの声が出るかもしれない。

○副会長 地区コミュニティ協議会に補助金を交付することで、地区コミュニティ協議会で重要度が高まり、地域の活性化に繋がればいいなという考えだが、本資料の9ページを見ると、整備を企業に丸投げした際、地区コミュニティ協議会の活性化には繋がらないのではないかと思う。例えば、地域の方々がボランティアで修繕する方が地域の活性化に繋がると思う。このようなボランティア作業等にも補助金が出るのか。それとも業者が入ったところだけ補助金が出るのか。

●主管課 9ページの例のみだと、物を作ることに限っては、業者に頼んでいるが、これに行きつくまでの除草作業等については地域の方に作業していただいている。今回は、手すりと階段の設置ということで、変な言い方だが、素人が作業して壊れてしまうといけないので、専門の方に作業をお願いして、併せて、周りの環境も破壊しないようお願いしているところである。地域の方には、周りの環境整備をしていただいている。

○副会長 それに係るガソリン代は出るのか。

●主管課 補助金は出していない。

○副会長 本補助金では出せないということか。

●主管課 日常の草刈等は、他の地域でもされている。交付要領の第4条の補助対象経費にあるように、地区コミュニティ協議会では困難な事業に補助金を支出している。

○委員 本年度の補助対象地区はどこか。

●主管課 本年度は、3ページにも記載してあるが、陽成・育英・藤本の各地区コミュニティ協議会が補助事業の実施予定である。

○委員 それは、どのような照会、要望聴取をされたのか。

●主管課 予算要求前に、地区コミュニティ協議会の方々に事業の照会をかけて、要望を聴き、事業効果の高いものを優先して、予算を確保しているところである。

○委員 先ほども申し上げたが、等しく聴取をされて、その中で優先度をつけて補助金を交付されたい。

1 補助金評価

(5) かごしまの特産物総合対策事業補助金

(6) 森のめぐみの産地づくり事業補助金

(主管課説明後、(5)と(6)の補助金が似ているため同時に質疑・協議)

○委員 資料5の本補助金は、平成25年度から施行されているが、施行されるに至った経緯を教えてください。

●主管課 本補助事業は、鹿児島県の事業に伴い、実施している。県の補助枠が決まっているので、県の補助枠に見合った額を市の1/3を負担するというので、実施しているところである。

○委員 前は、本補助金制度はなかったのか。

●主管課 以前からあるが、補助金の名前が変わっており、同じような内容で、平成25年度から新規で県の事業である。内容は若干変わっているが、竹林改良の部分では、前の事業名とほとんど変わらないような事業名に変わったということである。

○委員 本補助制度の施行後、早掘りたけのこの生産量及び生産額はどのように変化したか。費用対効果の面から意見を聴かせてほしい。

●主管課 たけのこの実績でいくと、平成25年度の実績が約30.8t、生産額が約2,045万円である。平成26年度の実績は約15.9t、生産額は約1,467万円であり、昨年は生産量が落ち込んだ。近年は、気候の状況等で生産量が若干落ち込んでいる。また、今年台風が発生したので心配しているが、以前からすると、本補助事業に取り組むことで、たけのこの生産量は右肩上がり伸びてきていると感じている。

○委員 効果はあるということよろしいか。

●主管課 本補助事業の要件が、枯竹を含めた立竹密度がヘクタール当たり5千本以上の荒廃竹林である。本補助事業を活用し、荒廃竹林を改良することで、たけのこの生産面積が増え、たけのこの生産に繋がると考えている。

○委員 新規加入者の確保とあるが、本制度が施行されてから、何人の新規加入者があったのか。

●主管課 そのデータは把握していないが、現在、たけのこ生産組合に加入されている方が90名である。

○委員 正式に把握はしていないということか。

●主管課 そうである。

○委員 たけのこ専業農家はどのくらいいるのか。本事業は副業的な人もいないのか。この意見は、資料6にも適用するものだが、竹林はもともと、個人の所有地であり、私有地の維持管理経費は基本的にはその所有者が負担すべきものではないか。たけのこ生産量・生産額も増加し、竹林所有者を含めたその組合全体の収支決算が黒字で生産業者及び生産組合が自立

できる状況であれば補助事業の見直しも必要ではないか。本補助事業はいつまで行う予定なのか。

●主管課 副業がほとんどだと思っている。本補助金は、たけのこ生産拡大のため、生産基盤の整備をするためのものであり、生産基盤が整った後は、個人でたけのこの生産をしていただく。本補助金は、たけのこ生産を始めるきっかけを与えるということである。市は、補助金を生産組合に交付して、事業を実施した方々に支払っていただいている。本組合では、研修をされているが、自分たちでお金を出し合って、研修をされている。

○委員 たけのこ生産組合に加入されている方々は、生活には困らないということですよ。生活に困っていない方に補助金を交付することに対し、市としてどのように考えているのか。

●主管課 実際、山を持っておられる方は、山を活用していただき、最終的には林業の方々の所得向上を目指している。

○委員 所得向上もそうだが、生活に困るわけではなかろう。たけのこ専業農家はほとんどおらず、副業の方がほとんどだと思うので、公的基金を投入するのはいかがなものかと思う。

●主管課 林業振興という大きな意味で県が取り組んでいることに対して、市もそれに乗っかり取り組んでいる。薩摩川内市も特用林産物をPRして、所得向上や地域の活性化に繋がればということをお願いしている。

○委員 地元も活性化して、組合に加入している人も不自由のない生活をしているのであれば、補助金の見直しも必要ではないかということである。

●主管課 補足になるが、薩摩川内市の竹林面積は、2,156haであり、北薩地域総竹林面積の約38%を占めている。また、竹山の荒廃防止については、一定の効果が

あるのではないかということで、生産はもちろんのこと、副次的な目的もあるということをし添えたい。

○委員 本補助事業では、竹林道路の整備や改良にも補助金が支払われている。資料5の本補助金と資料6の補助対象者は同じたけのこ生産組合であるため、竹林道路の整備や改良に係る費用は一体物として捉え、補助金を統合し、見直す必要があるのではないか。また、たけのこの生産量がどうのこうのだけ見ると、お金も困らないのであれば、そこは見直すべきなのではないか。

○委員 チッパーシュレッダーに補助金を出しているが、これの活用状況はどうなっているのか。

●主管課 チッパーシュレッダーについては、本組合の中で使い回しするような形で使われていると聞いている。竹を切ると、枝がやっかいであり、枝をチッパーシュレッダーで粉碎して、山の中に撒く形になるが、使い勝手がいいということで報告を受けている。

○委員 本補助制度は、竹林に繋がるまでの道路を重点的に、補助するべきだと思う。チッパーシュレッダーを効果があるように使っていただきたい。

○副会長 日本の農業とは、いろいろな副業をすることで生活が成り立っていると私は考えているので、先ほどの話を聞きながら、生活に豊かだから補助金を見直すという話はどうなのかなと思いつながら聞いていた。竹林の荒廃は、非常に今、言われていることであり、一部の方々が竹林改良等をしたところでどのくらい効果があるのか。一部の方々だけでなく、広く補助金が行き渡るような形を検討されたい。

●主管課 本組合の年会費は千円で、誰でも加入できる。仮に、荒廃竹林を整備したいという方がいらっしゃれば、紹介できる。誰でも加入できるということだけは認識

していただきたい。

○委員 市からの補助金を道路の整備や竹林の維持管理には出すが、その後については出さないとしたら、本組合から苦情がくるか。

●主管課 今、一生懸命取り組まれていらっしゃる方がいる。また、2円補助については、委員会で要望があり、近隣市町村と同じように本市も取り組んでいる。これについては、竹材の活用という意味からもこのような補助をしており、あくまでも、竹林改良を目的としている。

○委員 1kgあたり2円にした根拠は何か。

●主管課 近隣の市町村と同じような額としている。

○委員 出荷量が増えれば、それに比例して補助金額も増えるということか。また、補助金額の上限を設定する必要があるのではないか。

●主管課 おっしゃるとおりである。あまり過剰に支払ってもよくないので、必要最小限のところで支払うこととしている。

○委員 市の財政状況と照らし合わせながら、ある程度上限というものを設けるべきである。

●主管課 私どもも当初、想定していたよりは少なかったというのが現実である。

○会長 資料5と資料6が混ざってしまったので、どちらでもいいので質問はあるか。

○委員 資料5と資料6の補助金を分けているのは、県の支出金があるからか。

●主管課 資料5の補助金は、県の事業であり、市がそれに乗っかっている。資料6は市の単独事業である。

○会長 竹バイオマス構想が立ち上がった。竹を活用する機会が増えてくる。そういう意味では、現在、担い手が足りないような気がする。生産関係に携わる方々への後継者育成をされるような補助に繋がっていただきたい。竹を扱う者が誰もいないとなると、竹バイオマス構想は、構想倒れとな

ってしまう。ぜひとも原材料の確保等や原材料の成長への支援という形で、後継者育成が急務だと思っている。本補助金を後継者育成に使うなど啓発されてみてはいいか。これは意見である。

- 主管課** 私どもも、本組合に限らず、後継者育成にも協力していきたいと思う。補足になるが、ここ2年ほど、毎年2月24日に南日本新聞やMBC等で北薩の季節の風物詩として早掘りたけのこの報道がされている。本補助によって、生産組合の一助となり、後継者育成や研修等も取り組まれている状況である。

1 補助金評価

(7) 甌島水産加工活性化事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 委員** 本補助金の交付を受けてどの程度自力がついたのか。今から、自立をしていかれると思うが、これまでの加工活性化について評価をお伺いしたい。

- 主管課** 加工については、今まで漁協だけでしていた。本補助事業を活用し、外部の経営コンサルタントに売り上げ利益に繋がる商品を検証していただいた結果、きびなごの刺身を商品として展開すると利益率がいいとの助言をいただいた。売り込みも必要で、シーフードショーにも出店し、いろんな方と商談し、商談実績等もあがっている。今まで作成していなかった漁協のパンフレット等も作成して、PRをしている。どのくらい利益があがったかというのは、まだ、本補助事業を本格的に始めたのが昨年であり、冷凍機と加工機を入れたばかりである。運営の体制や雇用面で、苦慮している部分はあるが、着々と外部に向けたPRや広報活動はできていると思っている。今後、こういったものを通じて、甌島の所得増加や発展に繋げたい。

- 委員** 委託費を使われて、商品開発や販路開拓等されたわけだから、平成27年度、実効があがるようなものになればと

思う。

- 委員** 甌島水産加工活性化協議会の構成員の中に、漁協として甌島漁協しか入っていないが、長浜、青瀬漁協など甌島にある他の漁協はなぜ入っていないのか。

- 主管課** 現在は、甌島には甌島漁協しかない。

- 委員** 甌島漁協が自立的な運営がされていなかったから、本補助制度ができたのか。

- 主管課** 甌島漁協は債権団体になっている。合併当時から負債があり、現在も約8千万円の負債を抱えている。農林水産省の指導を受けながら、収益や活路を見出すという意味で、加工事業を行っている。本補助事業は、平成25年度から始めたが、それ以前も、六次産業化を図ろうということで、このような事業に取り組んでいた。

- 委員** 甌島漁協の経営が苦しいのに、本年度で補助金を打ち切るのは、理解しがたい面がある。

- 主管課** この3年で、ある程度、方向性が見出せた。今後、運営面に関して、市として行政的な指導等はするが、当然、漁協が行っていかなければならない。

- 委員** 協議会自体は、3年で終わるが、甌島への支援は続くということか。

- 主管課** 行政的な支援は、当然していかなければならない。

- 委員** 別の補助金制度があるのか。

- 主管課** 別の補助金があるかはわからないが、支援、指導はしなければならない。

- 委員** 本年度も含め、3年間で約6百万円の補助金が本協議会に支払われているが、過去2年間の成果はどのようになったのか。具体的には、雇用機会の創出と漁家の所得向上、水産加工品の販路開拓及び新商品の開発について成果を示

す数値はあるのか。

●**主管課** 現在、きびなごの漁獲量が減少しており、受け皿はあるが、品物が入らないということで、なかなか思うようにいかないところが現状である。

○**委員** 担当課として、6百万円を投入しただけの費用対効果はあると言い切れるか。

●**主管課** 市から、きびなごの業者会に、水揚げしたきびなごは、甌島にて水産加工し、販売してくださいという呼びかけをし、業者会にもそのような認識を持っていただく必要があるということがわかった。

○**委員** 経営コンサルタントに委託したのは、1年間だけか。

●**主管課** 平成25、26、27年とも委託している。

○**委員** 3年間して、報告をされたということか。

●**主管課** 3年間を分析して、支援部分を把握し、最終的には、販路拡大やPRに繋げた。

○**会長** ぜひともいい販路先を見つけて、出荷量を増やし、売り上げが上がるような体制を主管課や地元で構築されたいとの意見が委員会から出たということで記録に残されたい。

○**副会長** 報告書等はあるのか。

●**主管課** ある。いろいろなものを分析した結果、利益率がいいのは、刺身である。また、加工場においては、雇用をかけるが、なかなか人が集まらない現状があり、そういうところは苦慮している。

○**委員** 販路拡大は、薩摩川内市観光物産協会とは何も関係ないのか。

●**主管課** 観光物産協会が直接漁協とやりとりをしたり、問合せがあるというのは聞いている。

○**委員** 漁協関係の販路拡大というのは、甌島と同じように独自でやっているの

か。

●**主管課** 販路のルートが、漁協は外食産業等であり、薩摩川内市観光物産協会は、顧客であるため、はけ口が違う。

○**委員** 本補助事業で商品開発されたきびなごの販路は、外食産業へということなんですね。

●**主管課** そうである。

2 補助金評価 まとめ

(1) 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金

○**会長** まとめに入る。内部評価の、視点別評価は、ほとんどA評価だが、適格性及び妥当性の②はB評価であり、観光・特産品について、本市内でワンストップサービスを行い、かつ、観光・特産品の振興を一元的に図る唯一の団体である。よって、補助が妥当性を欠いているとはいえないと考えるとのことである。今後の改革の方向性は、「廃止」ということになっている。外部評価の視点別評価に入る。公益性、必要性、有効性、適格性・妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性について、内部評価が「廃止」となっているので、外部評価も「廃止」としてよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(2) 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金

○**会長** 内部評価の今後の改革の方向性は「現状のまま継続」とされており、全日本バレーボールチームが来てくれているというようなプライドがありますということが書かれているということと、また、オリンピックに向けてのことで頑張っていければということである。それでは外部評価に入る。公益性、必要性、有効性、適格性・妥当性は「高い」

という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員 意見だが、全日本バレーボールチームの合宿招へいについては、他県との競争が激しいと思う。本補助事業は、これからの子どもたちのスポーツ振興や観光に非常に役立つものと考えられる。市としては、現状把握をしつつ、柔軟な対応で、今後の動きを注視しながらバックアップを行っていただきたい。

○会長 意見とする。以上で全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(3) 公共下水道等接続補助金

○会長 内部評価の視点別評価は、小型合併浄化槽との兼ね合いや今後の補助金の利用についての反省も含め、B評価が半分ほどある。内部評価の今後の改革の方向性は「見直しの上で継続：補助内容の改善」とされている。補助対象を検討していきたいということであった。外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性は「高い」という評価にして、適格性・妥当性は「低い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

2 補助金評価 まとめ

(4) 景観整備事業補助金

○会長 内部評価の視点別評価は、ほとんどA評価であった。B評価部分については、地区コミュニティ協議会に対しての記載が出ている。内部評価の今後の改革の方向性は「現状のまま継続」である。先ほど委員から、本補助金の補助対象者

である全ての地区コミュニティ協議会に対し、要望、聴取を等しくとった上で、補助金の交付をされたいとの意見があった。このような部分を視野に入れて、外部評価の視点別評価を行う。公益性について「低い」ということが現段階で見られたので、公益性は「低い」と評価し、必要性、有効性、適格性・妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員 公益性を「低い」との評価より、適格性・妥当性を「低い」と評価したらどうか。

○会長 それでよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で景観整備事業補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(5) かごしまの特用林産物総合対策事業補助金

○会長 この補助金について、内部評価の視点別評価は全てA評価である。今後の見直しの方向性は「現状のまま継続」で、特用林産物の生産拡大のため、生産基盤の整備について、引き続き積極的に取り組む必要があるとのことである。こちらの補助金は、県の事業に市が乗っかっている形である。それでは、外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、県の補助が出ている限り、それに市も補助をしなければならないということで、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 生産基盤の整備において、資料6と関連する部分については、見直しの必

要があるのではないか。

- 会長** そうですが、県が絡んでいる補助事業と市の単独補助事業を統合することはできない。資料6が市の単独補助事業なので、改善点等の意見を出せばいいと思う。県が絡んでいる補助金については、「現状のまま継続」でいたしたかないということになる。以上でかごしまの特用林産物総合対策事業補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(6) 森のめぐみの産地づくり事業補助金

- 会長** 内部評価の視点別評価について、全てA評価である。今後の改革の方向性については「現状のまま継続」ということで、市の単独補助であり、事業効果が多大で、生産意欲も向上しつつあるということをお示しされている。いわゆる、2円補助が妥当だとのこと説明であった。外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。
- 委員** 本補助金は、私有林に対する補助である。これは公益性があるのか。
- 会長** 竹林面積の拡大というのは、止めようがないところもあり、市として補助を出さざるを得ない部分もある。
- 委員** 委員が先ほどおっしゃっていた、補助金額の上限を設けるべきとの意見をつけ、妥当性を「低い」という評価にしたらどうか。
- 会長** 補助内容の検討をされたい。適格性・妥当性は「低い」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 今後の改革の方向性について、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 以上で森のめぐみの産地づくり事業補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(7) 甌島水産加工活性化事業補助金

- 会長** 内部評価の視点別評価は全てA評価であり、今後の改革の方向性は「廃止」と決められている。終了する補助事業になるが、外部評価をしたいと思う。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 今後の改革の方向性について、内部評価に合わせる形で「廃止」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 以上で、甌島水産加工活性化事業補助金を終了する。

3 その他

- 課長** 第5回での障害・社会福祉課の社会福祉協議会に関する宿題があったので説明させていただく。
- 主管課** この前は、すみませんでした。社会福祉協議会補助金と保護司会運営補助金の説明をさせていただく。保護司会の補助金で、特別会計の繰入金、支出10万円について説明する。10年毎に薩摩保護区保護司会の記念誌を発行する経費、5年毎に開催される保護司会の九州大会に参加するための旅費等の積み立てということだった。なお、記念誌については前回60周年記念誌を平成22年度に発行しており、70周年記念誌を平成32年度に発行する予定とのことだった。
- 委員** その記念誌はどこに置いてあるのか。
- 主管課** これは関係機関に配っている。
- 委員** 我々一般市民は、見たことがない。言い方は悪いが、自己満足である。市民に還元されていない。市民に広く周知していただきたい。ちなみに市民は何人くらい知っているのか。

●**主管課** わからないが、図書館や公の場に設置し、多くの市民に見ていただけるように要望したい。

○**委員** 私たちはこういう仕事をしてますよとの裏付けの予算要求の資料に過ぎない。

●**主管課** 意見をいただいたので、会長に伝えて、多くの市民に見ていただけるように工夫をお願いしたいと思う。社会福祉協議会の平成27年度の補助金額が平成26年度と比べ、6,272万円減額となった理由について、これまで法人運営事業で計上していた地域づくり事業4,253万円と権利擁護センター事業2,326万円の合計6,579万円を平成27年度から人件費で計上することになったため、法人運営事業でいらなくなったということである。6,272万円と6,579万円の307万円の差については、職員給与のベースアップ分である。以上で説明を終わらせていただく。よろしいか。

○**委員** 異議なし。